

# チェンジメーカー留学 その他のご旅行条件

本旅行条件書は、旅行契約が成立した場合の契約書面の一部となります。（旅行業法第12条の4による取引条件説明書面、第12条の5に定める契約書面）

## 1. 募集型企画旅行契約

- 「チェンジメーカー留学」は、株式会社毎日企画サービス（観光庁長官登録旅行業第1280号、以下「当社」といいます）が企画し募集する旅行で、お客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます）を締結することになります。
- 当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます）の提供を受けることができますように手配し、旅程を管理することを引き受けます。
- 旅行契約の内容・条件は、このパンフレットの各コースごとに記載されている条件のほか、本旅行条件書、出発前に交付する確定書面（以下「最終日程表」といいます）及び当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部（以下「当社約款」といいます）によります。

## 2. 申込み・契約の成立

- 当社の所定の申込み書（以下「お申込書」といいます）に所定の事項を記入の上、申込金5万円を添えてお申し込みいただきます。申込金は旅行代金または取消料もしくは違約料の一部として取り扱います。また、旅行契約は当社が予約の承諾をし、申込書と申込金を受領したときに成立するものとします。
- 当社は、電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による旅行契約の予約を受け付けます。この場合、予約の時点では契約は成立しておらず、当社が予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して4日以内に申込み書の提出と申込金の支払いをしていただきます。この期間内に提出無き場合、当社は申込みがなかったものとして取り扱います。
- お申込みの段階で満席、満室その他の事由で旅行契約を直ちにできない場合は、当社はお客様の承諾を得てお客様をウェイトイングのお客様として登録し、予約可能となるよう手配努力をいたします。この場合でも当社は申込金を受け取ります。但し、当社より予約が可能となった旨を通知する前にお客様よりウェイトイング登録の申し出があった場合、又はお待ちいただく期限まで結果として予約できなかった場合は、当社は当該申込金を全額払い戻します。
- 本項（3）の場合で、契約の成立は当社が予約可能となった旨の通知を行ったときに成立するものとします。
- a. 健康を害している方、b. 身体に障害のある方、c. 妊娠中の方、d. 補助犬使用者の方その他の特別な配慮を必要とする方は、その旨をお申し出ください。当社は可能な範囲内これに応じます。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担とします。なおこの場合、医師の診断書を提出いただく場合があります。また、現地事情により旅行の安全かつ円滑な実施のために、介助者または同伴者の同行などを条件とさせていただく場合があります。
- お申込み時に20歳未満の方は、親権者の同意書が必要となります。小学校3年生以下の方は当社が参加を受諾した場合でも保護者の同伴が必要な場合があります。  
<団体・グループの契約>

- 当社は、団体・グループを構成する旅行者の代表としてとの契約責任者から、旅行申し込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を契約責任者が有しているものとみなします。
- 契約責任者は、当社が定める日までに構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。
- 当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。
- 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

## 3. 契約締結の拒否

- 当社は、次に掲げる場合において、募集型企画旅行契約の締結に応じないことがあります。
- 当社が予め特定のお客様層を対象にした旅行あるいは特定の旅行目的を有した旅行について、明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件を満たしていないとき。
  - 応募旅行者が募集予定数に達したとき。
  - 特別な配慮を必要とする方で、特別な措置を講じてでも当該旅行に耐えられないと認められるとき。
  - 旅行者が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあるとき。
  - 当社の業務上の都合があるとき

## 4. 契約書面の交付及び当社の手配・旅程管理義務

- 当社は、旅行契約の成立後速やかに、旅行者に、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面（以下「契約書面」といいます）を交付します。契約書面はパンフレット、本旅行条件書などにより構成されます。
- 本項（1）の契約書面を補充する書面として、当社はお客様に集合時間・場所、利用運送機関、宿泊機関などに関する確定情報を記載した最終旅行日程表を遅くとも旅行開始日の前日までにお渡しします（原則として旅行開始日の1週間～5日前にはお渡し出来るよう努力します）。但し、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降に募集型企画旅行契約の申込みがなされた場合には旅行開始日当日までに交付いたします。また、交付期日前であってもお問い合わせいただければ当社は手配状況についてご説明いたします。
- 当社が募集型企画旅行契約により手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、契約書面、又は最終旅行日程表を交付した場合は最終旅行日程表に記載するところによります。

## 5. 旅行代金のお支払い

旅行代金は、旅行開始日の2週間前までに書面にてご請求いたします。指定する期日までに、当社に対し旅行代金を支払わなければなりません。旅行開始日の2週間前以降にお申し込みの場合は、当社が指定する期日までにお支払いいただきます。

## 6. 旅行契約内容の変更

- 当社は、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令、当初の旅行計画によらない運送サービスの提供（遅延、目的地空港の変更等）その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、旅行者にあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の募集型企画旅行契約の内容（以下「契約内容」といいます）を変更することがあります。但し、緊急の場合において、やむを得ないときは変更後に説明します。
- コースの変更は当初お申込みのコースを取消して、新しいコースに申込みものと解釈します。従って当初お申込みのコースの旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目に（ピーク時の旅行については40日目に）あたる日以降のお客様の都合によるコース変更（出発日・帰国日の変更含む）は当初お申込みコースについて所定の取消料を申し受けます。

## 7. 旅行代金の変更

- 当社は、利用する運送機関の運賃・料金が、著しい経済情勢の変動により通常予想される程度を大幅に越えて増額又は減額されるときは、その増額又は減額される金額の範囲内で旅行代金の額を増加し又は減少することがあります。
- 本項（1）の定めるところにより旅行代金を増額するときは、旅行開始日の前日から起算して15日目に当たる日より前に参加者の皆様にご通知いたします。
- 本項（1）の定めるところにより旅行代金を減額するときは、利用する運送機関の運賃・料金の減少額だけ旅行代金を減額します。
- 当社は、上記第6項（1）に基づく契約内容の変更により旅行の実施に要する費用（当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を含みます。）の減少又は増加が生じる場合の増加が、運送・宿泊機関等が当該旅行サービスの提供を行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる場合は除きます。には、当該契約内容の変更の際その範囲内において旅行代金の額の変更することがあります。
- 運送、宿泊機関等の利用人数により旅行代金が異なる募集型企画旅行で、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人数が変更となったときは旅行代金の額の変更すること

があります。

## 8. 旅行契約の解除

<お客様による解除>

- お客様はいつでも次に定める取消料を当社に支払って旅行契約を解除することができます。ご変更及びお取消しにつきましては、当社営業時間内にお申し出ください。

旅行契約の解除期日（取消日）	取消料（お一人様）
旅行開始日がピーク時の旅行で、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって40日目に当たる日以降31日目に当たる日まで	旅行代金の10%
*ピーク時は12月20日～1月7日、4月27日～5月6日、7月20日～8月31日	
旅行開始の前日から起算してさかのぼって30日目に当たる日以降31日目に当たる日まで	旅行代金の20%
旅行開始日の前々日以降から当日まで	旅行代金の50%
旅行開始日の無連絡不参加、又は旅行開始後の解除	旅行代金の100%

- 当社の責任とならない各種ローンの取扱い上及びその他渡航手続き上の事由に基づきお取消しになる場合も、上記の取消料をお支払いいただきます。
- お客様は、次に掲げる場合においては、（1）の規定にかかわらず旅行開始前に取消料を払うことなく旅行契約を解除することができます。

- 当社によって契約内容が変更されたとき。但し、その変更が第17項の下表左欄に掲げるものその他の重要なものであるときに限ります。
- 上記第7項の規定に基づいて旅行代金が増額されたとき
- 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
- 当社が旅行者に対し、上記第4項の期日までに、確定書面を交付しなかったとき
- 当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき

（4）当社は、本項（1）（2）により旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金あるいは申込みから所定の取消料を差し引き払い戻します。取消料が申込金で賄えない場合は、その差額を申し受けます。また、本項（3）により、旅行契約が解除された場合は、既に収受している旅行代金あるいは申込み全額を払い戻します。

（5）お客様は旅行開始後において、当該旅行者の責に帰すべき事由によらず契約書面に記載した旅行サービスを受領することができなくなったとき又は当社がその旨を告げたときは、（1）の規定にかかわらず、取消料を支払うことなく、旅行サービスの当該受領することができなくなった部分の契約を解除することができます。

（6）前項の場合において、当社は、旅行代金のうち旅行サービスの当該受領することができなくなった部分に係る金額から当該旅行サービスに対して、取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額（当社の責に帰すべき事由によるものでないときに限ります。）を差し引いたものをお客様に払い戻します。

<当社による解除>

### ●旅行開始前

- 当社は、次に掲げる場合において、お客様に理由を説明して、旅行開始前に旅行契約を解除することがあります。
- お客様が当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件を満たしていないことが判明したとき。
- お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。
- お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。
- お客様が契約内容に関し合理的な範囲を越える負担を求めたとき。
- お客様の数が契約書面に記載した最少催行人員に達しなかったとき。
- スキーを目的とする旅行における必要な降雪量などの旅行実施条件であって契約の締結の際に明示したものが成就しないおそれが極めて大きいとき。
- 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
- お客様が第5項の契約書面に記載する期日までに旅行代金を支払わないときは、当該期日の翌日においてお客様が旅行契約を解除したものとします。この場合において、当社は当社に対し上記取消料（お客様による解除（1））に相当する額の違約料を支払わなければなりません。
- 当社は本項（1）⑤に掲げる事由により旅行契約を解除しようとするときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、23日目に（ピーク時に旅行を開始するものについては33日目に）当たる日より前に、旅行を中止する旨をお客様に通知します。

### ●旅行開始後

- 当社は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても、お客様に理由を説明して、旅行契約の一部を解除することがあります。
- お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により旅行の継続に耐えられないとき。
- お客様が旅行の安全かつ円滑な実施するための添乗員、アドバイザー等の指示への违背、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫などにより団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
- 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合であって、旅行の継続が不可能となったとき。
- 当社が前項の規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当社とお客様との間の契約関係は、将来にわたってのみ消滅します。この場合において、お客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の責務については、有効な弁済がなされたものとします。
- 前項の場合において、当社は、旅行代金のうちお客様がすでにその提供を受けしていない旅行サービスに係る部分に係る金額から当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものをお客様に払い戻します。

<契約解除後の復路手配>

当社は<当社による解除>旅行開始後（1）①③により旅行契約を解除したときは、お客様の求めに応じて、お客様が当該旅行の出発地に戻るために必要な旅行サービスの手配を引き受けます。この場合において、出発地に戻るための旅行に要する一切の費用はお客様の負担とします。

## 9. 旅行代金の払い戻し

- 当社は、第7項（3）から（5）までの規定により旅行代金が減額された場合又は第8項の規定により旅行契約が解除された場合において、お客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払い戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内に、減額又は旅行開始後の解除による払い戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に（お客様に対し当該金額を払い戻します）。
- 本項（1）の規定は、第14項（当社の責任）又は第15項（お客様の責任）で規定するところにより、お客様又は当社が損害賠償請求権を行使することを妨げるものではありません。

## 10. 旅程管理

当社は、お客様の安全かつ円滑な旅行の実施を確保することに努力し、お客様に対し次に掲げる業務を行います。但し、当社がお客様とこれと異なる特約を結んだ場合には、この限りではありません。

- お客様が旅行中旅行サービスを受けることができないおそれがあると認められるときは、旅行契約に従った旅行サービスの提供を確実に受けられるために必要な措置を講ずること。
- 本項（1）の措置を講じたにもかかわらず、契約内容を変更せざるを得ないときは、代替サービスの手配を行うこと。この際、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程

